

所得税（町県民税）の申告が始まります

》》》 申告期間：2月17日①～3月17日①

※金、①を除く

※金は3月14日のみ受付

例年、申告期限間際になりますと申告会場は大変混雑します。該当地区の相談日をご確認のうえ、早めの申告をお願いいたします。

国税庁では、スマートフォンでの確定申告書の作成・提出をおすすめしております。スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、「待たずに」「いつでも」「どこでも」e-Taxによる申告ができます。

確定申告は、スマホ申告をぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



確定申告書等
作成コーナー

》》》 相談会場：役場2階 第2会議室

》》》 必要なもの

1. 個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）と身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証など）
2. 年金や給与の源泉徴収票又は収入状況がわかるもの
3. 事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費がわかるもの
4. 生命保険や地震保険の控除証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類
5. 【障害者控除を受ける方】身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等、又は障害者控除対象者認定書（神崎町では保健福祉課で発行）
6. 【新たに振替納税を申込みれる方】還付又は納税用の預貯金通帳及び届出印
7. 【お持ちの方のみ】税務署からの「令和6年分確定申告のお知らせ」はがき等、又は電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書

》》》 注意点

※修正申告・更正の請求、土地・建物・株式等の譲渡所得や山林所得がある方や消費税・贈与税の申告は、町での相談は受付できません。佐原税務署での申告をお願いします。

※相談内容が複雑な方については、佐原税務署にご案内させていただく場合がございます。

※営業・農業・不動産がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」について、必ず事前に作成又は資料をまとめるなどしてお越しくください。

※青色申告の場合、決算書作成済みの方のみ受付します。必ず作成してからお越しくください。

※住宅ローンにより住宅の新築・購入をした方で、初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方は、佐原税務署で申告をお願いします。

確定申告に関する電話相談は…国税局電話相談センター ☎0570-00-5901

電話相談以外のお問合せは……佐原税務署個人課税部門 ☎54-1331

神崎町役場町民課税係 ☎72-2112

受付時間はいつでも
平日8:30～17:00